

新松田駅北口周辺整備通信

問 駅周辺事業推進担当室 駅周辺事業推進係 ☎(84) 1332



町公式サイト
はこちら

町では、新松田駅北口地区市街地再開発事業について、本年11月において事業に係る都市計画決定を予定しています。当該都市計画の素案に関するパブリックコメントの結果や、8月に開催した町都市計画審議会の議事概要を次のとおり公表しています。

また、都市計画法に基づき事業に係る都市計画案の縦覧を行います。併せてご確認ください。

パブリックコメントの結果を公表しました

市街地再開発事業に係る都市計画決定に向け、都市計画法第16条に基づき実施したパブリックコメントについて、「意見の考慮の結果」の分類や内容に関し、町都市計画審議会における議論を踏まえた実施結果を町公式サイトに掲載していますので、ご確認ください。

【意見募集】	7月16日(水)～8月14日(木)
【意見件数】	352件(同一意見は1件として集計しています)



町公式サイト

令和7年度 第2回・第3回松田町都市計画審議会について

8/28 本年度2回目の町都市計画審議会を8月28日に開催し、市街地再開発事業の都市計画素案に係るパブリックコメントの結果報告を踏まえ、今後の都市計画決定に向けた事前審議を行いました。審議会当日の議事概要について、右の町公式サイトに掲載していますので、ご確認ください。

10/24 市街地再開発事業に係る都市計画決定に向けた審議のため、次のとおり町都市計画審議会を開催します。

【日時】10月24日(金) 午前10時～

【会場】役場4階 4AB特別会議室

【傍聴】原則可能。傍聴の受け付けは、当日、会場にて午前9時30分～9時45分の間で行います。

※傍聴者数は10人上限。希望者が10人を超える場合は抽選



詳細はこちら

市街地再開発事業に係る都市計画案の縦覧を行います

市街地再開発事業に係る次の4つの都市計画案について、都市計画法第17条に基づき次のとおり縦覧を行います。都市計画案に関してご意見のある方は、縦覧期間内において意見書の提出が可能です(次の都市計画案と無関係なご意見については、提出できませんのでご注意ください)。

提出いただいた意見書の要旨は、都市計画案とともに町都市計画審議会に提出します。

- 【都市計画案の名称】 ● 松田都市計画新松田駅北口地区第一種市街地再開発事業の決定
● 松田都市計画新松田駅北口地区地区計画の決定
● 松田都市計画用途地域の変更
● 松田都市計画防火地域及び準防火地域の変更

【縦覧場所】 役場1階 まちづくり課窓口

【縦覧期間(予定)】 10月29日(水)～11月12日(水) 午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜・祝日を除く)
※10月29日より町公式サイトでも縦覧図書のデータ(一部を除く)を掲載します

【意見の提出期間】 10月29日(水)～11月12日(水) ※縦覧と同期間

【対象者】 松田町の住民および利害関係人

【意見書の提出方法】 まちづくり課窓口に直接提出、郵便、FAX、問い合わせフォーム

【意見書の様式】 案件名、住所、氏名、電話番号などを記載した用紙

【意見書の提出先】 まちづくり課 FAX(83)5031

〒258-8585 松田町松田惣領2037番地



町公式サイト



問い合わせ
フォーム